

ひめぎん

ひめぎん情報

Information from The Ehime Bank

特集

まだ間に合う！「インボイス制度」

そうだったのか！金融リテラシー／NISA・iDeCo

2023

夏号

No. 301

- 1 地域商社『株式会社フレンドシップえひめ』1年を迎えて
持続的な経済サイクルを創出し、飛躍的で豊かな地域の実現を目指して
友近 俊明／株式会社フレンドシップえひめ 代表取締役社長
- 5 **－特集－**
インボイス制度について
新延 誠／四国税理士会松山支部
- 13 **－特集－**
制度対応と業務効率化を両立！システム導入によるインボイス制度対応
竹崎 雅人／愛媛銀行 お客様サービス部 デジタル戦略室
- 16 **－特集－**
どう変わる？金融教育 ー貯蓄から投資へ
村上 陽一／愛媛銀行 ひめぎん情報センター 主任
- 20 **－特集－**
NISAとiDeCoとの付き合い方
渡邊 圭一／愛媛銀行 ソリューション営業部 金融コンサルティング室 社会保険労務士
- 22 シリーズ 四国霊場を歩く(6)
江戸時代の景観と名所の記憶
ー有明浜・善通寺・金毘羅をめぐる
胡 光／愛媛大学法文学部教授／四国遍路・世界の巡礼研究センター長
- 24 第100回 愛媛県内企業動向アンケート調査結果（一部抜粋）
～2022年度下期実績、2023年度上期見通し、2023年度下期予想～
愛媛銀行 ひめぎん情報センター

地域商社『株式会社フレンドシップえひめ』1年を迎えて

持続的な経済サイクルを創出し、
飛躍的で豊かな地域の実現を目指して



株式会社フレンドシップえひめ
代表取締役社長 友近 俊明



1 本格事業開始から1年を迎えて

えひめ発のフレンドシップで、地域や世界を元気にすることをミッションに設立された地域商社「株式会社フレンドシップえひめ」が、令和4年3月の本格事業開始から1年を迎えました。

異業種連携による地域商社は四国初の取組みであり、(株)愛媛銀行、セキ(株)、南海放送(株)の3社が持つリソースをどのように活かしながら事業を実施してきたのか、出品をいただいております事業者様の声と合わせ、この1年を振り返ってみたいと思います。

2 オンラインストア「22_Ehime」オープンと カタログギフト販売開始

本格事業開始の第一弾として、令和4年3月22日に、オンラインストア「22_Ehime」をオープンしました。オープン当初の商品掲載数は91アイテムでしたが、現在^(※1)は、43社132アイテムに増加しています。

当オンラインストアでは、出品者様のご負担を軽減するため、初期登録費用や月額利用料などの固定費は不要としております。また、商品の掲載にあたっては、毎月開催する商品企画会議でしっかり議論を行うとともに、商品の魅力を更に高めるため、カメラマンによる商品撮影をするなど、丁寧な作り込みを行っています。



オンラインストア「22_Ehime」のトップ画面



QRコード
「22_Ehime」ホームページ

オンラインストアに続き、令和4年5月31日に、カタログギフトの販売を開始しました。第一弾で2千部を発行しましたが、好評につき6か月で完売しました。11月に大幅に商品を入れ替えた第二弾を発行し、現在^(※2)までに累計販売数5千部を突破するヒット商品となっています。

※1 ※2. 令和5年3月31日現在



カタログギフト表紙



カタログギフトの商品ページ

また、カタログギフトの新たな展開として、株式会社大和ネクスト銀行とタイアップし、令和5年2月10日から、『22_Ehime カタログギフトプレゼント定期預金』^(※3)の取扱いを開始しました。

同銀行のネットワークを通して、愛媛の良いものを全国に発信することが可能となり、今後更なる愛媛県産品の販路拡大が期待されます。

3 自治体との連携強化

地域商社である当社にとって、自治体との連携は極めて重要と考えています。

このため、令和4年5月30日に、伊予市と「ふるさと納税制度の推進に関する連携協定」を締結しました。

ふるさと納税は、増加した税収で住民に対する社会保障を整えたり、返礼品の生産者が高まる需要に雇用を増やすなどの効果があり、地方にとって非常に魅力的な制度です。

この連携協定により固い協力関係を構築し、ふるさと納税の推進に関する企画立案やポータルサイトの運用管理、返礼品の開拓及び開発などを行っています。

また、自治体のプロポーザル事業にも積極的に参画しました。具体的には、まつやま農林水産物ブランド化推進協議会（松山市農水振興課内）の「まつやま農林水産物ブランド」のブランド力向上施策案策定業務、今治市の「今治市地域商社機能構築調査検討業務」^(※4)を受託しました。

当社の強みは、異業種で構成された高度なネットワークであり、今後とも、他の企業とも柔軟に連携しながら自治体の課題解決に貢献して参りたいと考えております。



締結式にて 伊予市武智邦典市長を始め関係者で記念撮影

※3. 当該定期預金については、株式会社大和ネクスト銀行にお問い合わせください。

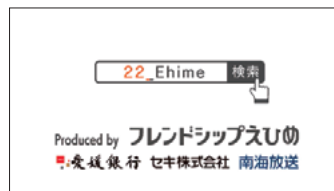
※4. 今治市の「今治市地域商社機能構築調査検討業務」は、当社と(株)大和総研(東京都)との連名にて受託。

4 広報戦略

設立間もない当社の認知度を向上させるには、しっかりとした広報戦略が必要です。

このため、メディアの力も大いに活用し、テレビCMやラジオ番組など様々な媒体を通して、当社のイメージアップや販売促進に取り組んでいます。

テレビCM
「22_Ehime」
カタログギフト編より



「22_Ehime」モノ・がたり放送風景
写真は堤製パン(株)の堤圭郎専務

ラジオ番組「22_Ehime」モノ・がたり
毎月1回、22日の南海放送ラジオ番組「TIPS」
13:30~13:35^(※5)にて「22_Ehime」出品事業者様が出演し、商品に対する想いやエピソードなどを語ります。

5 事業者様の声

最後に、設立当初から当社を応援していただいております事業者様の声をご紹介します。

◇株式会社いなほ農園（八幡浜市） 三瀬泰介社長

掲載商品



三瀬泰介社長



媛っこ地鶏のすき焼きセット



媛っこ地鶏のご飯セット

① 自社紹介

八幡浜市は宇和海に面し、一年を通して温暖な気候と自然豊かな環境に恵まれています。当社が自信をもって販売する「媛っこ地鶏」は、そんな八幡浜の「いなほ農園」で、宇和海から流れ込む風と、山頂の澄み切った空気、燦々と降り注ぐ太陽の光の中、毎日生き生き、伸び伸びと育っています。そのため、十分なコクと旨みが備わっており、脂の乗りも良く、多くの皆様から愛されています。

② 掲載後の感想

オンラインストア掲載により、大変多くのお客様に当社の商品を知っていただくことができました。

③ フレンドシップえひめへのメッセージ

愛媛の良いものをどんどん発信していただくことで、売上も増加し、地域経済の活性化につながるよう大いに期待しています。

※5. 生放送につき多少の時間のずれがあります。

◇grandpa's tree（西条市） 山内麻美代表

掲載商品



山内麻美代表



愛媛のジャム5点セット



ジャムとはだか麦の
グラノーラのセット

① 自社紹介

主に地元・愛媛県産の果物や農産物を使い、それぞれの美味しさを活かしたジャムやグラノーラ作りを手作業で行っています。素材の美味しさを活かすために、なるべく余分なものは加えず、お砂糖も控えめにしているのが特徴です。年間を通して収穫できる豊富な種類の果物を通して、いつもの食卓を少し彩り豊かに楽しんでいただける、そんな商品づくりを心掛けています。

② 掲載後の感想

想像以上のご注文をいただき、中には、商品の感想をお電話くださる方もいらっしゃいます。

③ フレンドシップえひめへのメッセージ

今後も、全国のお客様に商品をお届けするためのノウハウを教えていただいたり、様々な分野でフォローをいただけると嬉しいです。私たちも生産体制を更に整え、地域の農家さんに貢献できるようになるといいなと思っています。

◇株式会社フェザンフィレール（鬼北町） 丸石則和社長

掲載商品



丸石則和社長



キジ串焼き・キジだんごセット



鬼北キジ鍋セット

① 自社紹介

当社では、鬼北町特産品である「鬼北熟成きじ」の飼育から加工・販売までを行っています。町内では、5軒の生産農家が年間約1万3千羽を飼育しており、当社では現在約7千羽を飼育しています。今後、自社飼育を1万3千羽規模まで拡大することを目指しており、自社で一貫して行うことで生まれる飼育環境や加工に対する「こだわり」を、直接お客様へお伝えしています。

② 掲載後の感想

馴染みの少ない「きじ肉」を全国各地のお客様に知ってもらう機会をいただき、大変感謝しています。

③ フレンドシップえひめへのメッセージ

全国の方々へ、鬼北町及び町特産の「きじ肉」の認知度が向上するように努めていきたいです。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

インボイス制度について



四国税理士会松山支部
新延 誠

はじめに

我が国の消費税創立時には取引慣行や事業者への事務負担等への配慮から、仕入税額控除の方式として帳簿上の記録等に基づいて控除する方式（帳簿方式）が採用されましたが、その後の税制改正において、制度の信頼性を高める観点から、帳簿及び請求書等の書類の保存を要件とする、いわゆる「請求書等保存方式」（平成9年4月1日適用）に改められました。

消費税率10%への引上・軽減税率（複数税率）制度導入時には、軽減税率制度の円滑な実施を図る観点から、経過的に「区分記載請求書等保存方式」（請求書等保存方式を維持した上で、軽減税率適用品目について帳簿及び請求書等の記載事項を追加するもの）という税率ごとの区分経理に対応するための方式を経て、令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式」（インボイス方式）が導入されることとなりました。

請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式を比較すると下記のとおりになります。

適格請求書等保存方式までの各種方式比較

| | 請求書等保存方式 | 区分記載請求書等保存方式 | 適格請求書等保存方式 |
|---------|---|--|---|
| 適用時期 | 令和元年9月30日まで | 令和元年10月1日～令和5年9月30日 | 令和5年10月1日以降 |
| 請求書記載事項 | ①書類の作成者の氏名又は名称 ②課税資産の譲渡等を行った年月日 ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 ④課税資産の譲渡等の税込価額 ⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 | ①書類の作成者の氏名又は名称 ②課税資産の譲渡等を行った年月日 ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額 ⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 | ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②課税資産の譲渡等を行った年月日 ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 |
| 仕入税額要件 | 帳簿の保存及び請求書等の証拠書類の保存 | 帳簿の保存及び請求書等の証拠書類の保存 | 登録を受けた適格請求書発行事業者が発行する適格請求書等の保存 |
| 請求書発行 | 免税事業者も交付可能 (免税事業者からの仕入税額控除可能) | 免税事業者も交付可能 (免税事業者からの仕入税額控除可能) | 登録を受けた課税事業者のみ発行可能 (免税事業者からの仕入税額控除不可) (6年間の経過措置あり) |
| 義務・罰則 | 交付義務なし 不正交付の罰則なし | 交付義務なし 不正交付の罰則なし | 交付義務あり 不正交付の罰則あり |

適格請求書等保存方式の概要

令和5年10月1日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

適格請求書について

適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です（区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

【適格請求書の記載例】（出典：国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」）

| 請求書 | | |
|---|---------|--------------|
| 株式会社〇〇御中 | | XX年11月30日 |
| 11月分 131,200円（税込） | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 |
| 11/2 | 惣菜 | 2,200円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 131,200円 |
| 10%対象 | 88,000円 | (消費税 8,000円) |
| 8%対象 | 43,200円 | (消費税 3,200円) |
| ※ 軽減税率対象品目 △△商事株式会社 登録番号 T1234567890123 | | |

なお、適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します。

| 請求書 | | |
|---------------------------------|---------|--------------|
| 株式会社〇〇御中 | | XX年11月30日 |
| 11月分 88,000円（税込） | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/2 | コップ | 5,500円 |
| 11/3 | 花瓶 | 4,400円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 88,000円 |
| 10%対象 | 88,000円 | (消費税 8,000円) |
| △△商事株式会社 登録番号 T1234567890123 | | |

「8%対象 0円（消費税0円）」といった記載は不要です。

また、軽減税率の適用対象となる商品がない場合は、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要であり、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）の記載があれば、結果として「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとなります。

なお、適用税率（10%）や消費税額等の記載が必要となる点には、ご注意ください。

適格請求書の交付義務等

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）から適格請求書の交付を求められたときは適格請求書の交付義務が課されています。ただし、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な次の取引については、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書（簡易インボイス）を交付することができます。また、適格請求書や適格簡易請求書の交付に代えて、これらに係る電磁的記録を提供することもできます。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

（国税庁資料）

インボイス制度での仕入税額控除の要件

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます。

保存すべき請求書等には、適格請求書のほか、次の書類等も含まれます。

- イ 適格簡易請求書
- ロ 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録
- ハ 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これに類する書類（課税仕入れの相手方において課税資産の譲渡等に該当するもので、相手方の確認を受けたものに限ります。）（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）
- ニ 次の取引について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）
 - ・ 卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売
 - ・ 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等が生産者（組合員等）から委託を

受けて行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式によるものに限ります。）（農協特例）

なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項が記載されている入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（中古自動車等）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（会社員から買取るマンション等）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機等からの商品の購入
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

適格請求書発行事業者以外からの仕入れに係る経過措置

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費税免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

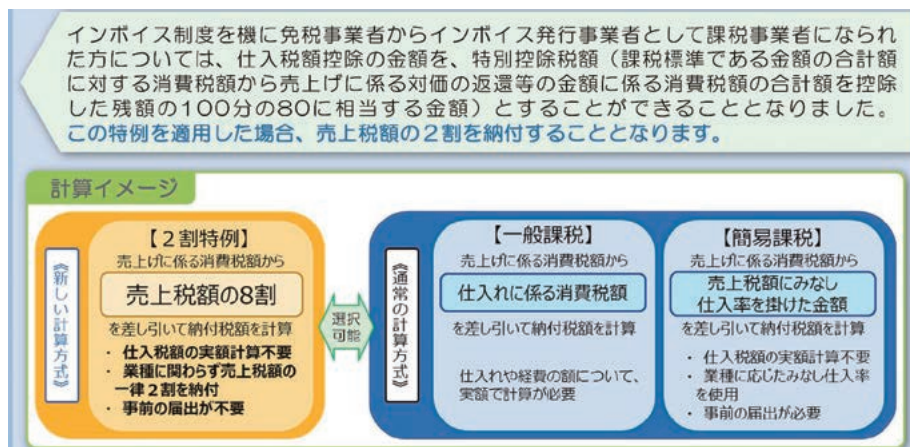
- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

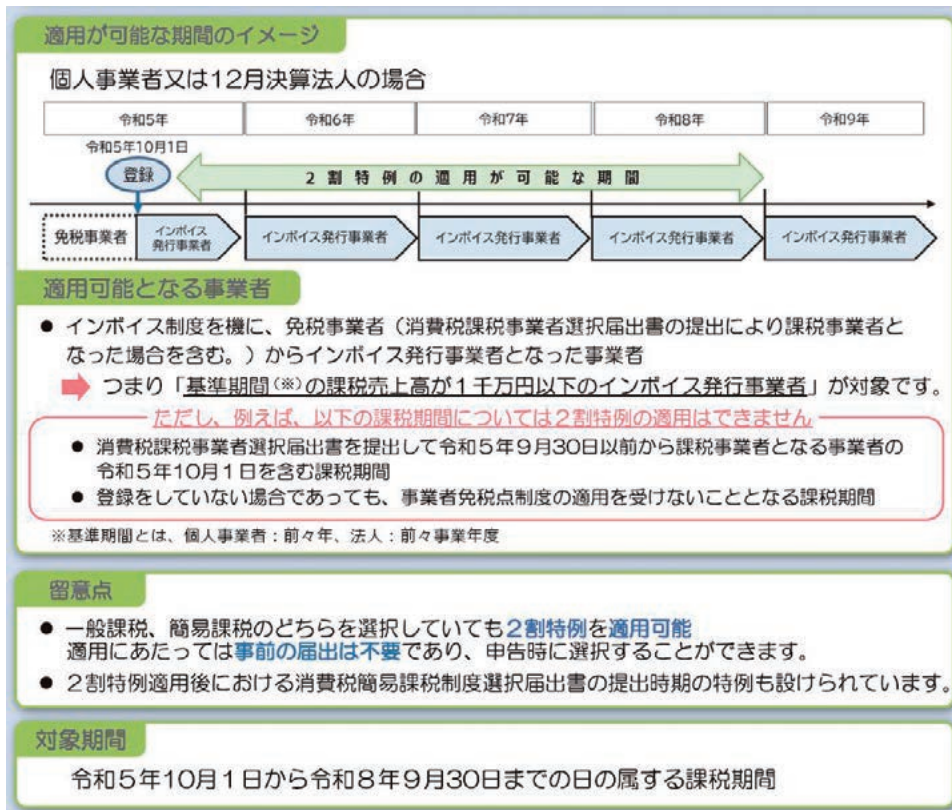
なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

小規模事業者に係る負担軽減措置の導入

令和5年度税制改正により、小規模事業者に係る負担軽減措置が整備されました。（出典：国税庁パンフレット）

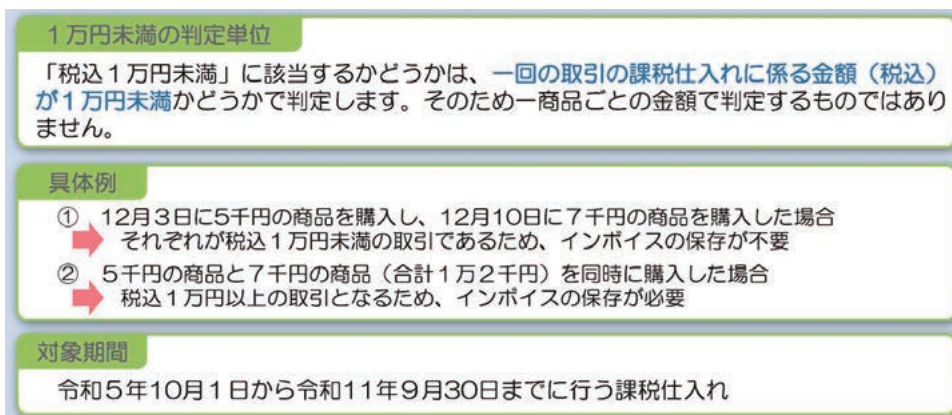
- ① インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する軽減措置（2割特例）



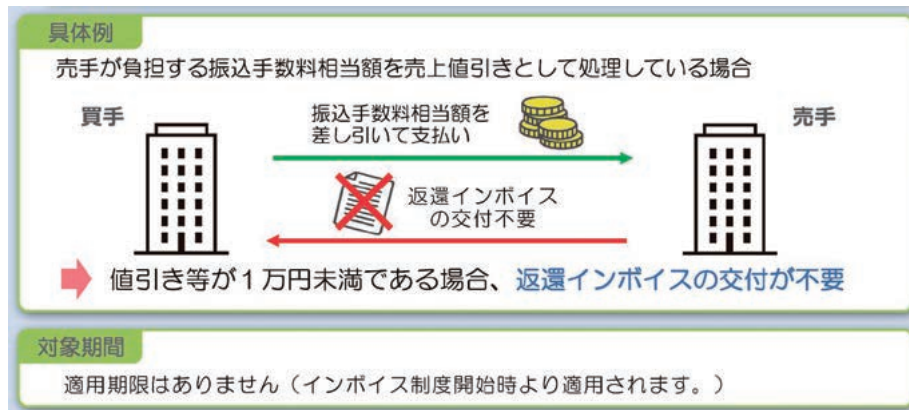


- ② 少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能
基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間（注）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除ができるようになりました。

（注）個人事業者：前年1月～6月の期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間



- ③ 1万円未満の返品や値引について返還インボイスの交付が不要
インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引等の売上に係る対価の返還等を行った場合には、返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。



④ インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

インボイスの申請手続きは令和5年3月末まででしたが、税制改正により令和5年9月末までに延長されました。令和5年10月2日以後に登録を受ける場合の改正、課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限の見直し等が改正されました。（誌面の関係で詳細は省略させていただきます。）

インボイス制度後の免税事業者との取引について

事業者間での取引については、基本的に当事者間の自主的な判断となりますが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先との取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利となる事も想定されます。財務省から公表されている免税業者との取引で注意すべき事例について何点かご紹介いたします。（出典：財務省HP）

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。**



➤それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！



下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になるおそれがあります。

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。



➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る
建設業法上の考え方の一事例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため**、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わないこと**にした。



>それ、建設業法違反です！



元請負人（下請契約の注文者）が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、**一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為**により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「**不当に低い請負代金の禁止**」の規定に違反する行為として問題となります。

最後に

令和5年10月から開始されるインボイス制度については、実務がかなり複雑になります。適格請求書等保存方式の登録制度、帳簿・請求書等の取り扱い、適格請求書等の交付、電子インボイスへの対応、消費税免税事業者又は登録を受けていない課税事業者からの仕入等の対応、農協特例や旅費交通費の清算等の取り扱いなど、適切に対応する事が求められております。

我々税理士は、税務の専門家であると同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援の担い手として対応しております。また愛媛銀行と愛媛県下の税理士会各支部は中小企業支援協定を締結しておりますので、インボイス制度で疑問・質問等がございましたら、お近くの税理士又は税理士法人にご相談ください。

制度対応と業務効率化を両立！ システム導入によるインボイス制度対応



愛媛銀行 お客様サービス部
デジタル戦略室 竹崎 雅人

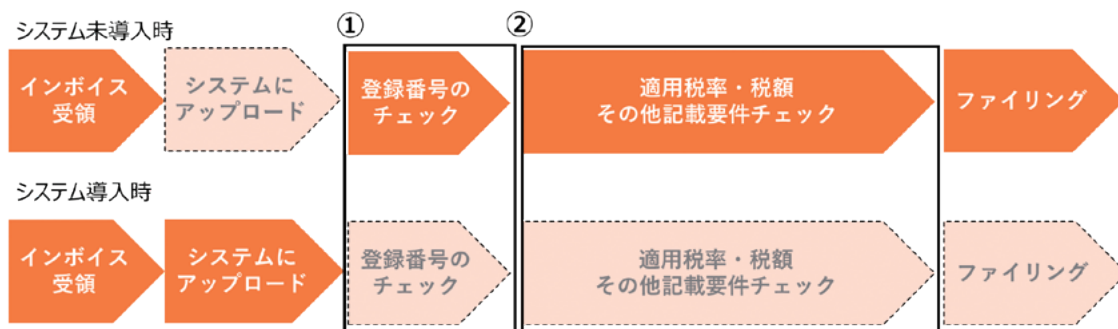
インボイス制度対応について、既に登録申請を終え、自社で発行するインボイスの書式整備等を進められている企業も多いかと思います。

ただ、制度開始後は発行側よりもむしろ受取側の業務負担が大きいため、今回は受取側にスポットをあててシステム導入による業務効率化について紹介したいと思います。

| インボイス発行側の対応 | インボイス受取側の対応 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">記載事項を満たしたインボイスの発行発行したインボイスの写し保存 | <ul style="list-style-type: none">インボイス発行者の登録番号のチェック受領したインボイスの記載内容の十分性チェック仕訳上の消費税額が正しいかチェック経過措置対象取引の経理処理のチェック受領したインボイスの保存 |

受け取ったインボイスのチェック業務の効率化

仕入税額控除を正しく受けるためには受け取ったインボイス記載要件のチェックが必要です。



※導入されるシステムによっては提供される機能の範囲が異なります

システム導入しない場合、

- ①取引先の登録番号を管理表等にて都度照合、または国税庁のHPで都度検索
- ②インボイスの適用税率・税額やその他記載内容の十分性チェック

の作業が発生します。

システムを導入した場合、インボイスをスキャナ等を利用してシステムにアップロードすれば

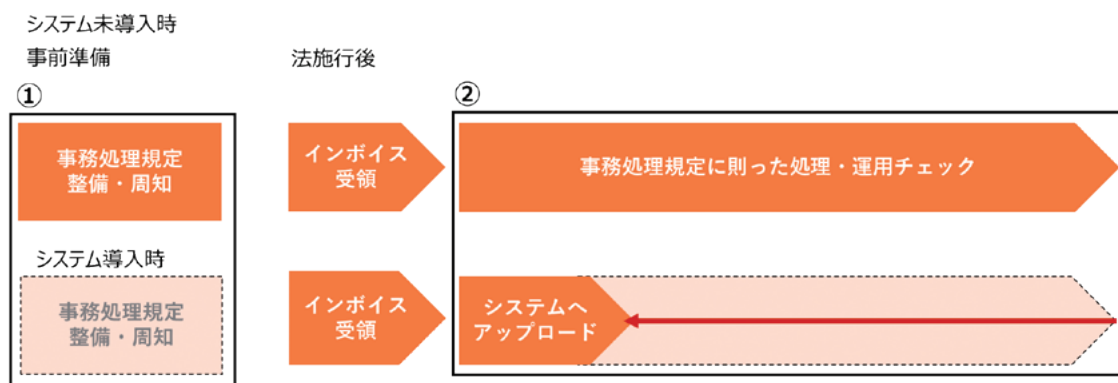
- ①国税庁のHPから取引先の登録番号を検索し自動照合
- ②税率・税額の計算結果やその他記載要件チェック自動化

により確認業務が大幅に削減できます。

仕入に係るインボイスよりも経費精算の分野で大きな効果を得られます。

電子帳簿保存法への対応を含めた効率化

インボイス制度と関係性の高い法制度の一つに電子帳簿保存法の改正があります。2024年1月以降、電子データで受け取ったインボイスについては、特定の条件下でのデータ保存が義務化されます。通販サイトで物品を購入した際に受け取る電子請求書もデータ保存の対象となります。



※導入されるシステムによっては提供される機能の範囲が異なります

システム導入しない場合、

- ①事務処理規定の整備・周知
- ②事務処理規定に則った処理・運用チェック

といった業務が発生します。事務処理規定は主に訂正削除の防止に関する内容となり、対象となる取引の範囲や責任者、保存する際のファイルの命名規則や訂正・削除する際のフロー等を明確に記載する必要があり、策定に時間を費やします。また定例業務として、インボイスデータを受け取った後、実務担当者は事務処理規定に則り、「保存データ名を都度変更」、「決まった場所に格納する」、「訂正や削除が必要になれば管理者に申請～承認」といった作業が発生します。また、管理者は策定した事務処理規定が正しく運用されているか定期的にチェックも必要になります。上記のように「データを単純に保存するだけ」ではないため、システムを利用しなければ作業負担も大幅に増えることになります。

システムを導入した場合、

- ①事務処理規定の整備が不要
- ②システムにアップロードするだけでデータ保存の要件を満たす

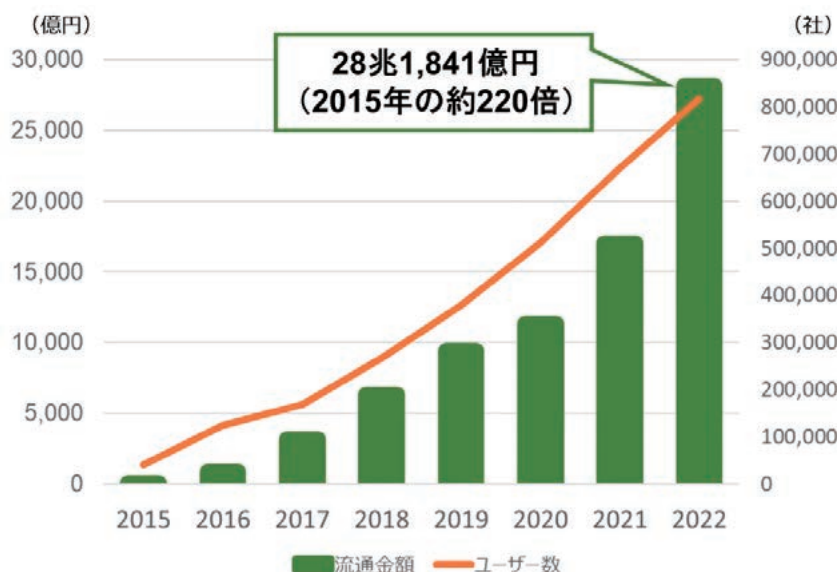
ことが可能になるため、電子帳簿保存法対応には簡単に対応できます。

また、請求書の電子化については需要が高まってきており、調査によると電子請求書の流通金額は2015年と比較して約220倍になったという結果も出てきています。またインボイス制度・改正電子帳簿保存法対応のためにシステム導入する企業が増えてきており、より一層インボイスの電子化が進むことが想定されます。そのため、電子帳簿保存法はインボイス制度と併せて対応を検討していきましょう。

システム導入によるその他の副次的な効果

インボイス制度や改正電子帳簿保存法に対応したシステムを導入することで

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム請求書」にて流通した電子請求書金額



「インフォマート、2022年の電子請求書の流通金額が28兆円超に」
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000477.000013808.html> より引用

- ワークフロー機能を活用した経費精算等の処理短期化
- インボイスの電子保存によるペーパーレス化
 - 保存スペースの削減や検索性が向上
- 会計システムとの連携機能
 - 電子保存した領収証の内容を読み取り、自動転記
 - 経過措置による複雑な仕訳もシステムで自動化
- 請求書受取業務のアウトソーシング
 - 請求書の受領業務を他社へ代行

といったことも実現できる可能性があります。システム導入と併せて会計業務全般を見直していただくことで、業務効率化を図ってほしいと思います。

補助金の積極的な活用

システム導入に当たり、活用できる補助金も複数ございます。

その中でもIT導入補助金については、インボイス制度への対応を促進するために特別枠が設けられており、導入経費の補助率最大75%の適用、クラウドシステムであれば2年間の利用料を導入経費に算入できる等手厚い内容となっていますので、システム導入の際には必ずご検討ください。

インボイス制度や改正電子帳簿保存法の施行を機に、システム導入を検討または、何から手をつけてよいか分からないという方は、各社のニーズに沿ったシステムをご案内しますので是非当行までご相談ください。

【お問い合わせ先】

愛媛銀行 お客様サービス部
デジタル戦略室
電話：089-933-4468

どう変わる？金融教育

—貯蓄から投資へ



愛媛銀行 ひめぎん情報センター
主任 村上 陽一

金融教育の必修化

学習指導要領が改訂され、2022年4月から、高校において金融教育が必修となりました。これまでも高校の家庭科の中では、家計管理やライフプランなど、消費者の視点に立った金融教育は行われてきました。しかし、お金を増やすという観点や、経済や金融の知識・仕組みについては、学ぶ機会が限られていました。今回の改訂では、既存の学習内容に加えて、資産形成といった新たな視点が盛り込まれています。なぜ今、金融教育が見直されているのか、その背景や狙い、具体的な学習内容、さらには、義務教育を終えた大人はどう学んでいけばいいのか、考えていきたいと思います。

なぜ拡充？背景にあるものは？

そもそも、なぜ金融教育が必要とされているのでしょうか。日本銀行が支援する金融広報中央委員会によると、金融教育とは「お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育」と定義しています。加えて、「お金を手がかりに授業を進めることによって、子供たちは生活や社会にかかわる知識や物事をより具体的に把握し、理解することができる」と述べています。また、金融庁も金融経済教育に

関して、「国民一人一人が安定的な資産形成を実現し、自立した生活を営む上では、金融リテラシーを高めることが重要である」としています。これらの点を勘案すると、お金や金融に関する知識や管理・判断能力などは、安定した生活を送るうえでなくてはならないものであり、それを学ぶ金融教育は我々が社会で生きていくうえで重要な役割を担っていると言えるのではないのでしょうか。

では、なぜ今、拡充となったのでしょうか。背景には様々な理由が考えられますが、ここでは以下の4点を紹介します。

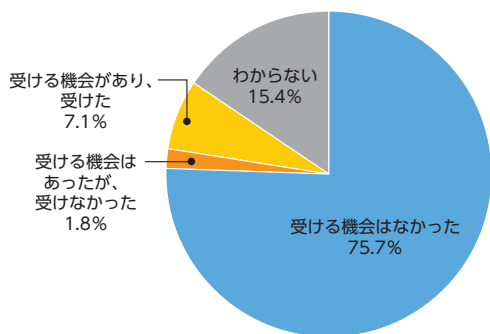
背景① 成人年齢の引き下げ

2022年4月から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成人になると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約を結ぶことができるようになります。そのため、知識・経験不足により消費者トラブルに巻き込まれないよう、早いうちから金融教育に触れることが望まれます。

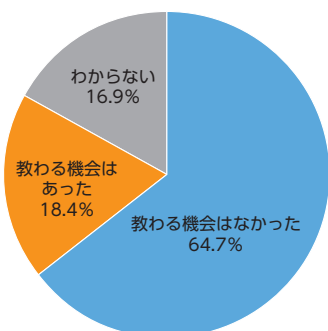
背景② 日本の金融教育の遅れ

「金融リテラシー調査（2022年）」によると、学校、大学、勤務先において、家計管理や生活設計などの金融教育を受けたとの認識がある人の割合は全体の7.1%、家庭でお金の管理などの金融教育を受けたとの認識がある人の割合は全体の18.4%でした（図表1、2）。因みに、金融知識について自信があると答えた人の割合は全体の12%程度でした。また、

【図表1】金融教育の経験（学校等）



【図表2】金融教育の経験（家庭）



同調査結果によると、日本の金融教育は諸外国と比べて遅れを取っていることがわかります。米国調査との比較（図表3）では、共通の正誤問題の正答率は、日本は47%に対して米国は50%と、米国が日本を上回る結果でした。OECD調査との比較（図表4）では、金融知識に関する正答率は、英国、ドイツ、フランスが日本を上回っていることがわかります。

【参考】

米国では子供に金融教育を学ばせるのが一般的です。政府による主導ではなく、民間のNPO団体が中心となって金融教育を進めています。また、最近では親が管理できる子供向けデビットカード・口座アプリなど、子供向けのファイナンスサービスも登場しています。同サービスでは、子供はアプリ内でお小遣いを貯めたり、親の承認があれば実際の株式などに投資することもできます。主体的に金融リテラシーを学べるとあって、注目を集めています。

背景③ 老後の資金不足

少子高齢化の進行により、これからの年金や社会保障制度のあり方が不安視されています。金融庁の「老後30年間で約2,000万円が不足する」という試算、いわゆる「老後2,000万円問題」が話題を

【図表3】米国調査との比較

(%)

| | 日本 | 米国 |
|--------------|----|----|
| 正誤問題6問平均 正答率 | 47 | 50 |
| ①複利（5年後） | 43 | 72 |
| ②インフレ | 55 | 55 |
| ③住宅ローン | 68 | 73 |
| ④分散効果 | 50 | 43 |
| ⑤債券価格 | 24 | 26 |
| ⑥72の法則 | 41 | 30 |
| 男性 | 54 | 55 |
| 女性 | 40 | 45 |
| 18～34歳 | 34 | 40 |
| 35～54歳 | 43 | 50 |
| 55～79歳 | 56 | 58 |
| 年収250万円未満 | 41 | 37 |
| 年収250～750万円 | 50 | 50 |
| 年収750万円以上 | 59 | 60 |

| | | |
|------------------|----|----|
| 金融知識に自信がある人の割合 | 12 | 71 |
| 金融教育を学校等で受けた人の割合 | 7 | 20 |

【図表4】OECD調査との比較

(%)

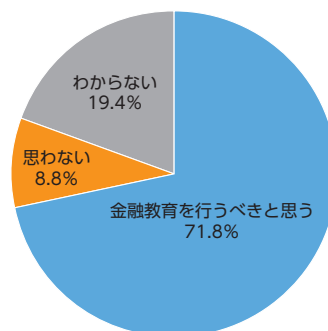
| | 日本 | 英国 | ドイツ | フランス |
|-------------|----|----|-----|------|
| 行動（5問平均）正答率 | 59 | 60 | 68 | 67 |
| ①金利 | 68 | 57 | 63 | 65 |
| ②複利 | 39 | 36 | 40 | 34 |
| ③インフレの定義 | 63 | 80 | 85 | 79 |
| ④リスクリターン | 75 | 74 | 80 | 80 |
| ⑤分散投資 | 50 | 52 | 71 | 74 |

集めました。個々人のニーズを踏まえた安定的な資産を形成していくには、いかに自分自身で老後の資金を貯めていくかが重要視されています。

背景④ 金融教育を求める声

「金融リテラシー調査（2022年）」を見ると、金融教育を求める声が高まっていることがうかがえます。学校において金融教育を「行うべき」との意見は71.8%もありました（図表5）。金融教育に対して肯定的であることがわかります。

【図表5】金融教育を求める声



具体的にはどんなことを学ぶの？キーワードは「貯蓄から投資へ」

| 項目 | ポイント |
|--|---|
| 1. 家計管理とライフプランニング ～働いて「稼ぐ」ことと 将来設計について | <ul style="list-style-type: none"> ①家庭の収入と支出を管理（家計管理）し、貯蓄しましょう。 ②将来どんな人生を送りたいかを考え、具体的に人生の希望や計画を時系列に描いてみましょう。（ライフプランニング） ③年収の違いを含め多様な働き方を知ったうえで、自分がどのように働くかを考えましょう。 ④「教育」「住宅」「老後」という人生の3大費用に対して、計画的に準備しましょう。 |
| 2. 「使う」 | <ul style="list-style-type: none"> ①「必要なもの（ニーズ）」と「欲しいもの（ウォンツ）」に分けて、お金を賢く使いましょう。 ②家計管理では、収支を黒字にすることが基本です。先に収入から一定額を貯蓄に回し、支出をやりくりするとお金が貯まりやすくなります。 ③キャッシュレス決済のメリット・注意点を知り、自分に合った使い方を考えましょう。 |
| 3. 「備える」～社会保険制度と民間保険 | <ul style="list-style-type: none"> ①様々なリスクに備え、みんなで少しずつお金を出し合って、必要なお金が支払われる仕組みが「保険」です。 ②日本には社会基盤としての社会保険制度があります。 ③民間保険には、生命保険（人に対する保険）と損害保険（モノに対する保険）があります。 ④ライフプランに合わせて、社会保険、資産形成、民間保険の利用を組み合わせましょう。 |
| 4. 「貯める・増やす」～資産形成 | <ul style="list-style-type: none"> ①目的別に金融商品を活用しながら、自分に合った資産形成を行い、将来に向けて準備しましょう。 ②お金を預けると利子をもらえ、お金を借ると利子を払わなくてははいけません。利子は金額、利率は%で示されます。 ③元本のみに利子がつくことを「単利」、利子も運用すれば利子に利子がつくことを「複利」といいます。 ④金融商品の3つの基準「収益性」「安全性」「流動性」を全て満たす商品はありません。目的に応じて使い分けましょう。 ⑤「預貯金」「債権」「株式」「投資信託」の特徴を知りましょう。 ⑥投資とは自分の資金を経済活動に提供することで、利益の一部を受け取ることです。経済活動により、私たちの生活がより豊かで便利になります。 |
| 5. 「借りる」 | <ul style="list-style-type: none"> ①お金を「借りる」と一般的に利子（金利）が発生します。元本と利子、両方を返済する必要があります。 ②クレジットカードの利用もお金を借りることになります。手数料（実質的には金利）が発生します。 ③借りる前に返済のイメージを持ちましょう。（毎月の返済額、返済期間、返済総額を確認する） ④金利や借り過ぎに注意が必要です。 ⑤必要に応じて、奨学金の仕組みを理解し活用しましょう。家計管理をしっかりと、計画的に返済しましょう。 |
| 6. 金融トラブル | <ul style="list-style-type: none"> ①金融トラブルの手口を知りましょう。「絶対に儲かる」はありません。 ②トラブルを避けるには、①おいしい話には気をつける、②向こうから近寄ってきてもはっきり断る、③万が一トラブルに遭っても、決して諦めないことが大切です。 ③トラブルに遭ってしまったら、悪質な業者との契約の取り消し・無効を求めましょう。 ④また、188番（消費者ホットライン）に電話して相談しましょう。 |

次に、金融教育で学ぶ内容について見ていきます。高校生は、主に家庭科の授業で金融教育を学びます。家庭科の「高等学校学習指導要領解説」によると、以下の点を学ぶこととなっています。

生活における経済の計画

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
（ア）家計の構造について理解するとともに生活における経済と社会との関わりについて理解を深めること。

（イ）生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方について理解を深め、情報の収集・整理が適切にできること。

イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージごとの課題や社会保障制度など関連付けて考察し、工夫すること。

（後略）

加えて、同資料中には、「生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などのリスクへの対応策が必要であることについて理解し、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特征（メリット、デメリット）、資産形成の視点にも触れながら、生涯を見通した経済計画の重要性について理解できるようにする」という記述も見られます。従来の家計管理に加え、新たに資産形成という視点が盛り込まれていることがわかります。また、金融庁の「高校生のための金融リテラシー講座」では、学習の全体像が示されています。（P18上段表参照）

義務教育を終えた人はどう勉強すればいい？

先ほどご紹介した金融庁の「高校生のための金融リテラシー講座」は学校教育向けの教材ですが、広く一般にも公開されており、どなたでもご覧いただけます。資料に加えて、解説動画や資産形成をはじめとする各種シミュレーターなどの副教材も充実していますので、独学でも勉強できる内容となっています。また、より高いレベルで学びたい方は、金融関係の資格取得に挑戦されるのもおすすめです。知名度が高く、初学者でも挑戦しやすい資格では、ファイナンシャルプランナー（FP）や簿記などの資格があります。ファイナンシャルプランナーでは、金融・不動産・税・相続など、お金に関する幅広い知識を学びます。簿記では、財務諸表の読み方や作成など、経理・会計の知識やお金の流れを管理する技術を学びます。どちらも生きていくうえで切っても切れないお金に関する知識が身につく資格ですので、業界を問わず持っていても損はない資格ではないでしょうか。

また、愛媛銀行では、地域の皆さまの金融リテラシーの向上に向けて、また、様々なニーズにお応えできるよう、出前授業や金融相談会、各種セミナーなどを

実施しています。こちらも併せてご活用ください。

終わりに

金融教育について、改訂された点や背景などについて見てきました。新課程では、新しく投資や資産形成にまで踏み込んだ点が注目されています。国家戦略として金融教育が提唱されている点も踏まえると、これからの時代は、自分の資産は自分で作り上げる時代と言えるのではないのでしょうか。また、お金に関する必要な知識や悩み事はライフステージとともに変化します。大人になってからも必要に応じて学び直し、金融リテラシーを高めておくことで、日々の暮らしや人生をより豊かなものにできるのではないのでしょうか。なお、今号ではNISAとiDeCoの賢い使い方についても特集しています。どちらも資産形成に役立つ制度ですので、ぜひ参考になさってください。この他にもお金に関して相談されたいこと、お聞きになりたいことがございましたら、お近くの愛媛銀行までお気軽にお問い合わせください。

（参考文献）

- ・金融広報中央委員会「暮らしに役立つ身近なお金の知恵・知識情報サイト 知るぽると」
- ・金融広報中央委員会「金融リテラシー調査（2022年）」
- ・金融庁「金融経済教育について」（2019年12月13日）」
- ・金融庁「高校生のための金融リテラシー講座」
- ・文部科学省「【家庭編】高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説」

NISAとiDeCoとの付き合い方



愛媛銀行 ソリューション営業部
金融コンサルティング室
社会保険労務士 渡邊 圭一

1. はじめに

岸田総理は2022年に「資産所得倍増プラン」を打ち出しました。内容は、家計金融資産の半分を占める現預金を投資につなげることで家計資産を増やすものです。具体的には、投資を行う際の税制優遇制度であるNISAの拡充やiDeCoの加入年齢の引き上げ等が予定されています。今回は、投資の税制優遇制度であるNISAとiDeCoについてどのように付き合っていくのが良いかを考えていきます。

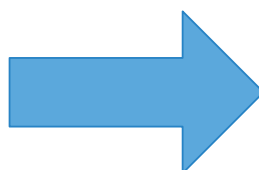
2. NISAとは

NISAとは、Nippon Individual Savings Accountの略で、NISA制度を利用して株式や投資信託等を売却して利益が出ても、その利益に対して税金がかからなくなる制度です。制度の目的は、投資を推進するための税制優遇制度です。現状のNISA制度は投資期間が定まっていたり、非課税となる投資枠の再利用が制限されたりしていますが、来年1月の改正により、使いやすい制度に大きく変わります。

※下図では、金額と期間の変更内容を記載しています。

| 現行NISA | |
|--------|---------|
| 名称 | ①積立NISA |
| 年間投資枠 | 40万円 |
| 投資期間 | 20年間 |
| 名称 | ②一般NISA |
| 年間投資枠 | 120万円 |
| 投資期間 | 5年間 |

※①と②は併用不可



| 新NISA | |
|----------|-------|
| ①つみたて投資枠 | 120万円 |
| | 無期限 |
| ②成長投資枠 | 240万円 |
| | 無期限 |

※①と②は併用可

3. iDeCoとは

iDeCoとは個人型確定拠出年金制度（individual-type Defined Contribution pension plan）の愛称で、公的年金に上乗せして受けることができる私的年金制度です。65歳未満の公的年金の被保険者であれば加入できます。

制度は、積立定期と同様にお金を積み立てて、老後に積み立てた資金を取り崩していく仕組みの私的年金制度です。取り崩す際は一括で受け取るか、分割で受け取るかを選択できます。お金を積み立てる際に、積み立てる方法を自分で決める必要があります。積み立てる方法は、「投資信託」や「定期預金」を選ぶこととなりますが、積立金額の一部を「投資信託」、残りを「定期預金」で運用することも可能です。

iDeCoは、NISA以上に、税制優遇措置がありますが、注意する点もあります。

| | 注意点 | 税制優遇措置 |
|---|-------------|---|
| 1 | 手数料がかかる | 積み立てたお金の全額が所得控除 |
| 2 | 途中でやめられない | 運用益が非課税 |
| 3 | 60歳まで引き出せない | 分割受取時は、公的年金と同様の税制優遇 一括受取時は、退職金と同様の税制優遇 |

4. 上手な付き合い方

NISAもiDeCoも国が用意した税制優遇制度であり、いずれも資産形成を目的としています。

ただ、資産形成の目的に応じて使い分ける必要があります。たとえば、iDeCoはあくまでも老後資金の準備が目的であることから、原則、60歳まで引き出すことができません。その代わりに、税制優遇が充実しています。一方で、NISAは、税制優遇はiDeCoと比べて手厚いとはいえませんが、投資を推進する目的であることから、iDeCoの様な引き出し制限はありません。

また、NISAは投資を推進する目的であるため、元本が保証されるような商品には利用できませんが、iDeCoでは元本が保証される商品を選ぶことが可能です。

5. おわりに

iDeCoは定年を迎えた後に公的年金が支給されるまでのつなぎ資金としての利用が考えられます。多くの会社の定年年齢が60歳で、公的年金の受給開始年齢は65歳です。60歳で定年を迎えた後は、給与が減額される可能性が高いため、公的年金が支給される年齢までの生活費の補てん的な役割が期待できます。併せて、税制優遇が受けられますので、自身の老後の不安を解消しながら税金対策もできます。

一方NISAは、投資を身近なものとして考えることができる仕組みです。実際に投資を始めることで、自身の金融リテラシーを引き上げることができます。また、投資を始めてみると、投資した商品の情報やニュースへの関心が高まり、なぜそうなるのかといったことを考えるきっかけにもなります。さらに、利益への課税がないため、効率的な資産形成も期待できます。

NISAで投資を始めるけど、老後資金を準備する余裕がないという方は、NISAだけを利用する。老後資金を貯めたいけど、投資は怖いという方はiDeCoを利用する。このように、自分の目的や性格に合わせて、どちらかもしくは両方を利用するといった形で選択することができます。

新しいことを始めるためには、まずはその制度を知ることが重要になります。制度の中身を理解して、どのように付き合っていくのか、自分が何を求めているのかを考えてはどうでしょうか。

参考資料：内閣官房HP 新しい資本主義実現会議資料

江戸時代の景観と名所の記憶

一有明浜・善通寺・金毘羅をめぐる



愛媛大学法文学部教授
四国遍路・世界の巡礼研究センター長

胡 光
(えべす ひかる)

有明浜の景観

津屋崎村（福岡県福津市）の豪商佐治家一行7人が、弘化2年（1845）に行った四国遍路の記録「四国日記」（佐治洋一氏蔵、福岡県立図書館保管）を読み進めます。船で三津浜に上陸し、太山寺を打ち初めに四国を北上、55日で一周します。日記には、日々の歩いた距離、札所数、接待数、宿泊場所、費用、食事などが詳細に記録されており、今回は、四国霊場以外の名所をめぐる時に見た、江戸時代の景観について考えてみます。

前号で紹介した、伊予国最後の札所六十五番三角寺とその奥之院仙龍寺を出発すると、山道を歩き、佐野村（徳島県三好市）から六十六番雲辺寺へ登ります。現在は香川県側から登り降りしますが、徳島県側から登り、香川県側へ降りるのが通常ルートでした。徳島県にある雲辺寺は、讃岐の打ち始めとされます。「讃州一の高山」と記されたこの地でも接待が五つもありました。接待をしたのは、白地村（徳島県三好市）の人たちでした。

山を下り、栗井村大師堂（香川県観音寺市）で泊まった翌日、六十七番大興寺を経て、観音寺の町へ向かいます。両替商がいる大きな町を通り、琴弾山へ向かいます。山頂にある六十八番琴弾八幡宮へ参りますが、現在の六十八番札所は、明治維新の神仏分離令により、中腹にある観音寺境内の神恵院へ移りました。

寺院には、山号・院号・寺号があり、一体のものでありながら、本来、僧侶が住み寺務を執る「院」と仏様（本尊）を祀る「寺」は区別されていました。「五岳山誕生院善通寺」は今でも西院・東院

に分かれていて、西院は「誕生院」と呼ばれ僧侶が住む寺務ゾーン、東院は「善通寺」として本尊薬師如来を祀る金堂を中心とした仏様ゾーンでした。このため、江戸時代の書状は全て「誕生院」あてに出されています。

七宝山神恵院観音寺は、僧侶が住み、琴弾八幡宮の世話もしていた神恵院へ六十八番札所が移り、本来の六十九番札所は観音寺に残ったため、同じ境内に二つの札所が存在することになりました。このため現在、神恵院には寺号が、観音寺には院号が付けられていません。

さて、江戸時代の遍路は、山頂の八幡宮にお参りした後、ここから雄大な瀬戸内の風景を見て「言葉にすることができ



旧六十八番札所 琴弾八幡宮

瀬戸内海沿岸地域から奉納された多数の玉垣は信仰の広がりを示している。



現在の有明浜（国名勝琴弾公園）

ない」と記しています。大岩がある場所には茶店があり、眼下に白浜をながめ、「瓦け」投げを楽しんでいます。ところが、当地の名物「寛永通宝砂絵」の記述は全くありません。現在でも人気の観光スポットである山頂から砂絵を見る眺望は、時代劇「銭形平次」のオープニング映像としても記憶されます。

この砂絵は、江戸時代の初め、寛永10年（1633）、時の藩主・生駒高俊公を歓迎するために一夜で作ったと言われていますが、遍路日記には登場しないのです。讃岐国の名所を網羅した、安政4年（1857）の序文がある『讃岐国名勝図会後編』（内閣文庫蔵）にも紹介されておらず、砂絵の景観は明治時代以降に誕生したのではないかと考えられます。

大師生誕の善通寺から金毘羅さんへ

令和5年（2023）は、弘法大師として親しまれる空海が、奈良時代末の宝亀5年（774）に善通寺の地に誕生して1250年の記念すべき年とされ、四国霊場や四国各県で様々なイベントが開催されています。誕生地善通寺でも、4月23日から6月15日（生誕日）まで記念大法会が行われていて、連日、弘法大師に関わる寺院や団体が法要を行っています。併せて、秘宝「瞬目大師像」の特別公開もあります。この像は、唐に渡る時、母のために大師自ら描いたものとされ、鎌倉時代に土御門天皇がご覧になった時、瞬きしたと伝えられます。

江戸時代の遍路も弘法大師ゆかりの地を意識して歩いています。七十一番弥谷寺に向かう途中では、7歳の大師が遊んだ場所に参り、弥谷寺では大師が学んだ学問所として、草鞋を脱ぎ足を洗って岩屋に入り、御自身が彫られたという童像と両親の像を拝しています。

ちなみに、江戸時代の弥谷寺周辺では、弘法大師が誕生したのは、母の館があったという場所に近い海岸寺で、父は藤新大夫、母はあこや御前と信じられていました。この説を主張する海岸寺と善通寺は、生誕地をめぐって裁判となっています。善通寺は、父佐伯田公（後に善通）の邸で誕生し、母は阿刀氏（後に玉寄姫）と伝えていました。丸亀藩は、文化14年

（1817）善通寺を誕生地とするよう判決しました。

この判決の後に歩いた遍路たちは、日記に善通寺を「御誕生の地」と記し、海岸寺には立ち寄っていません。大師堂は大きく、ここでも両親の木像を拝しています。さらに細長い堂では、大師の一生を描いた絵をかけ、解説がありました。「四国一の寺で上方でも有名だ」と記されます。この日は、3月26日。大師入定の日（永遠の瞑想に入った日）3月21日に近く、市や茶店が出てにぎやかであったようです。境内でご飯の接待を受けており、このあたりの接待は、備中国（岡山県）から来て行っていました。

善通寺を出た一行は、金毘羅さんに向かいます。61年ぶりの宝物開帳と歌舞伎を見物したことは、前号で紹介しました。善通寺から次の札所・金蔵寺へは、北へ向かいますが、江戸時代の遍路は南へ向かい、必ず金毘羅さんを参拝しています。終日ここで過ごし、泊まっているのです。

江戸時代の遍路は、八十八ヶ所だけでなく、奥之院はもちろん、有名な寺社や名所も訪れていました。その旅は、弘法大師への信仰に基づくものでしたが、すでに「観光」的な要素を含んでいて、日記の記述からは江戸時代の名所の景観がよみがえってきます。



重要文化財善通寺金堂
見学する愛媛大学生

【参考文献】

伊予史談会『四国遍路記集』伊予史談会双書、1981
塚本明・近藤浩二・胡光「巡礼と『道中日記』の諸相」『2013年度四国遍路と世界の巡礼公開講演会・公開シンポジウムプロシーディングズ』愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」研究会、2014
愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』ちくま新書、2020
愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路と世界の巡礼（上）最新研究にふれる八十八話』創風社出版、2022

第100回 愛媛県内企業動向アンケート調査結果（一部抜粋）

～2022年度下期実績、2023年度上期見通し、2023年度下期予想～

愛媛銀行 ひめぎん情報センター

【調査要領】

| | |
|------|---|
| 調査対象 | 愛媛県内に事務所を置く企業 (回答企業数 344社 回答率 34.8%) |
| 調査方法 | Webによるアンケート調査 |
| 調査時期 | 2023年4月 |
| 調査期間 | 実績：2022年度下期（2022年10月～2023年3月） 見通し：2023年度上期（2023年4月～2023年9月） 予想：2023年度下期（2023年10月～2024年3月） |

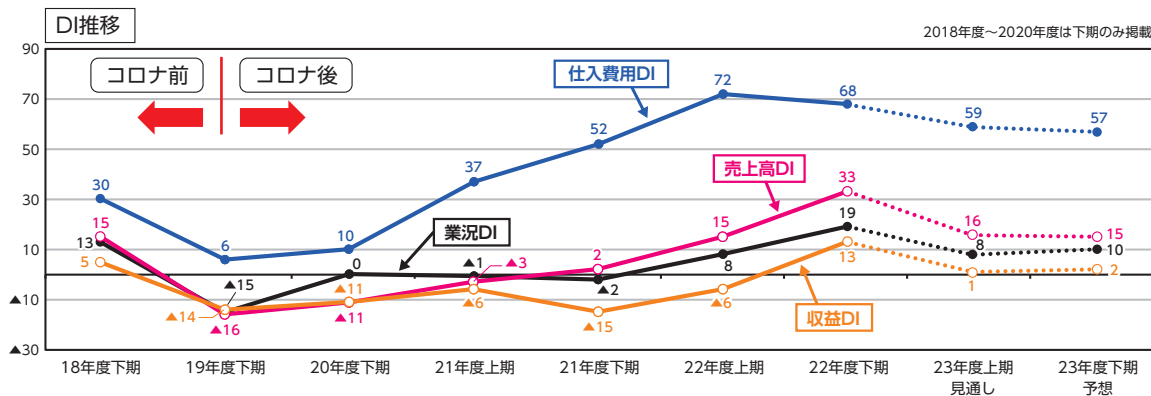
【回答状況】

| 業種 | 回答企業数(社) | 構成比(%) | |
|------|----------|--------|------|
| 全産業 | 344 | 100.0 | |
| 製造業 | 製造業 | 67 | 19.5 |
| | 建設業 | 44 | 12.8 |
| | 農林水産業 | 9 | 2.6 |
| 非製造業 | 卸売業 | 39 | 11.3 |
| | 小売業 | 38 | 11.0 |
| | 不動産業 | 15 | 4.4 |
| | 運輸・通信業 | 33 | 9.6 |
| | サービス業 | 99 | 28.8 |

【要約】

業況

2022年度下期の業況判断DI（実績）は、コロナの感染状況の落ち着きや人流の回復等により改善傾向が見られた。物価上昇率の鈍化などにより仕入費用の減少傾向がありつつも、2023年度上期（見通し）、2023年度下期（予想）の業況については、慎重な見方となっている。



原材料価格等の上昇による価格転嫁

価格転嫁を既に実施している企業は、製造業は約6割、非製造業は約5割。今後も価格転嫁を実施する企業は増加する見込み。ただ、価格転嫁率については30%未満の企業も多く、十分な価格転嫁が行えていないことがうかがえた。

2023年度の賃上げ状況

賃上げを実施する企業は全体で8割以上、そのうち3割は例年より高い賃上げを実施。賃上げ内容は定期昇給やベースアップを行う企業が多く、その賃上げ率については3%未満の範囲で実施する企業が多い。物価の上昇や人材の確保などにより、給与水準の引き上げが避けられない状況がうかがえた。

※アンケートの詳細結果は当行HP <https://www.himegin.co.jp>に掲載しております。

ひめぎん情報 2023夏号 No.301

発行/株式会社 愛媛銀行 ひめぎん情報センター
〒790-8580 松山市勝山町2丁目1番地
TEL (089) 933-1431

印刷/エンジニアネットワーク株式会社
〒799-3101 愛媛県伊予市八倉310番地2
TEL (089) 927-2288

あなたの資産を AI自動運用

適切なタイミングで、
適切な投資配分を目指す



詳しくは、お近くの愛媛銀行窓口またはフリーダイヤルへ。



0120-22-0576

月～金(祝日除く) 9:00～17:00

<https://www.himegin.co.jp/>

「ひめぎんラップ/ROBO PRO AIラップ」は、預金ではなく投資一任契約に基づくサービスのため、元本保証および利益の保証のいずれもなく、また、預金保険制度の対象ではありません。金融商品の取引においては、金利水準、株式相場、不動産相場、商品(コモディティ)相場等の変動による組入れ有価証券の値動き及び為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。ご投資の際にかかる手数料等およびリスクの詳細については、愛媛銀行ウェブサイトの当該金融商品のページ、契約締結前交付書面、投資対象ファンドの交付目録見書等の内容を十分にご確認ください。

 愛媛銀行

株式会社 愛媛銀行 株式会社 FOLIO
登録金融機関 西園財務局長(登録)第6号 加入協会:日本証券業協会 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2983号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
(2023年4月現在)



世界一の
ロボットをつくる！
八幡浜工業高校
電気技術部



日本一の
書道部になる
三島高校書道部



小童れを与える
クライマーになる
真鍋竜



日本を引張る
車いすバスケット
がしけんになる
浪辺 尚斗



世界に通用する
溶接の
スペンリストになる
村井 珠夏

思い通りにできた最高の日も。

逆に全くできずに落ち込む日も。

練習が楽しくてたまらない日も。

自信を失いそうになった日も。

1日1日が夢への道のり。

ひめぎんは、ゆめぎん。

みんなの夢を応援します。

 愛媛銀行